

「佐賀県多重債務者対策会議」設置要綱

(目的)

第1条 社会問題化している多重債務者問題に関し、多重債務状態に陥っている者に対する債務整理や多重債務者が抱える多種多様な問題も含め総合的な対策を関係機関・団体が連携して円滑かつ効果的に推進するため「佐賀県多重債務者対策会議」（以下、「会議」という。）を設置し必要な協議・検討を行う。

(所掌事務)

第2条 会議は次の事項について協議、検討を行い、対策の推進を実行する。

- (1) 多重債務者の相談状況の分析に関する事
- (2) 多重債務者の発見（掘り起こし）に関する事
- (3) 多重債務者からの相談等への対応に関する事
- (4) 多重債務者に関する啓発活動に関する事
- (5) 多重債務者に関する情報交換に関する事
- (6) 関係機関・団体の連携した対応策に関する事
- (7) その他多重債務者に関する諸問題に関する事

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる機関・団体を代表するものをもって組織する。

- 2 会議に会長を置くこととし、佐賀県県民環境部副部長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長が指名する者がその職務の代理をする。

(会議)

第4条 会議は必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、外部の専門家等を会議へ出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、くらしの安全安心課消費相談啓発担当において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

(付則)

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区分	関係機関・団体
県	県民環境部くらしの安全安心課
	健康福祉部福祉課
	健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課
	健康福祉部障害福祉課
	精神保健福祉センター
	総合福祉センター
	産業労働部経営支援課
	県土整備部建築住宅課
	総務部税政課
	教育庁学校教育課
警察	県警警務部広報県民課
	県警生活安全部生活環境課
国	福岡財務支局佐賀財務事務所総務課
関係団体	佐賀県弁護士会
	佐賀県司法書士会
	佐賀県社会福祉協議会
	佐賀県社会福祉士会
	佐賀県労働者福祉協議会
	日本貸金業協会佐賀県支部
	日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）
	佐賀県女性と生涯学習財団（アバンセ）
	NPO法人消費生活相談員の会さが